

## 下松市車両広告募集要項

### 1 目的

下松市では、自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、下松市が所有する車両に広告を掲出する方（以下、「広告主」という。）を募集します。

### 2 募集の概要

#### (1) 応募資格

ア 日本国内に居住している個人及び法人の方が応募することができます。

イ 次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

(ア) 法律行為を行う能力を有していない場合

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

(ウ) 応募書類の提出時点で、下松市建設工事等入札参加有資格者に係る指名停止等措置要領（平成17年1月12日制定）又は下松市物品製造等入札参加有資格者に係る指名停止等措置要領（平成19年1月15日制定）による指名停止の措置を受けている場合

(エ) 応募書類の提出時点で、下松市税に滞納がある場合

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団である場合

(カ) 下松市有料広告の募集及び掲載に関する基準（平成21年1月30日制定）第5条に該当する場合

(キ) その他、本市の広告主として適当でないと認められる場合

#### (2) 広告料

公用車1台につき月額3,000円とします。（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (3) 掲出期間

期間は、1か月単位とし、最長1年とします。

ア 使用開始日は、市と広告主との協議により決定します。

イ 期間満了後も継続して広告掲出を希望する場合は、市と広告主との協議により決定します。

### 3 対象車両

(1) 下松市が所有する車両全般（特殊用途車両等を除く。）を対象とします。

(2) 申込時に広告物を掲載する車両を希望することができます。

ア 車両の利用状況により、希望に沿うことができない場合があります。

イ 特段の希望がない場合は、使用日数の多い車両を基準に決定します。

## 4 広告物

### (1) 表示

- ア 広告を表示できる箇所は、原則、車両の両側面とします。(9 写真を参照)
- イ 広告物の規格は縦30cm、横60cm以内とします。
- ウ 広告枠内に「有料広告」の文字を入れる必要があります。
- エ 広告物はラッピングフィルムやシール等の剥離可能なものに限ります。

### (2) 条件

以下の事項に該当するものは掲載することができません。

- ア 下松市有料広告の募集及び掲載に関する基準(平成21年1月30日制定)に反するもの
- イ 商標権及び著作権等の権利関係について問題があるもの
- ウ 赤や黄などの原色を多用した過度に鮮やかな色彩や模様のもの、蛍光塗料や高輝度反射素材、鏡状のものなど、他の交通者の妨げとなるもの
- エ ストーリー性のあるものや文字が過密で、他の交通者の注意力が散漫になるおそれのあるもの

## 5 広告表示に係る費用負担等

区分	費用負担等	
	市	広告主
広告物の作成及び設置	×	○
経年劣化等による広告物の修繕、張替え	×	○
契約満了に伴う広告物の撤去	×	○
事故等による広告物の修繕、張替え	○	×

## 6 応募の方法

### (1) 募集期間

令和3年1月4日(月)から随時受け付けます。

### (2) 提出方法

申込書の提出方法は、持参または郵送とします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

### (3) 提出書類

- ア 申込書(第1号様式) 1部
- イ 同意書 1部
- ウ 広告案(A4~A3サイズのもの) 1部  
広告物の内容、デザイン及び素材等の資料
- エ 法人の場合、会社のパンフレット等 1部
- オ 広告に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要がわかる資料 1部

#### (4) 提出先

〒744-8585

山口県下松市大手町三丁目3番3号

下松市総務部総務課庶務文書係（3階②番窓口）

#### (5) 質問の受付

募集に関する質問は、随時受け付けます。

#### (6) その他

ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。

イ 提出書類等は、返却しません。

ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。

エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

オ 応募資格確認のため、下松市税の納付状況の調査及び警察当局への照会を行います。

### 7 契約の解除

市は、広告主が信用失墜行為等に伴い応募資格を満たさなくなった場合は、契約を解除することができるものとします。この場合、契約解除に伴う原状回復等に係る経費は広告主が負担することとします。

また、既に納入した広告料は返還しません。

### 8 その他

この要項に定めのない事項については、下松市公用車広告掲出取扱要領（令和2年12月2日制定）の定めるところによります。

### 9 写真



### 10 問合せ先

〒744-8585

山口県下松市大手町三丁目3番3号

下松市総務部総務課庶務文書係（3階②番窓口）

電話番号（0833）45-1807

FAX番号（0833）44-2459

電子メールアドレス：soumu@city.kudamatsu.lg.jp